管内各医療機関の管理者 管内各助産所の管理者 管内各薬局の開設者 管内各障害者福祉施設の管理者 管内各介護保険関連事業所の管理者 管内各市町長 宮城県白石高等学校長

宮城県仙南保健所長 (公 印 省 略)

令和2年医師,歯科医師,薬剤師の届出及び業務に従事する保健師,助産師, 看護師,准看護師,歯科衛生士,歯科技工士の届出について(通知)

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の医療技術者は、関係法令の規定により2年ごとの年の12月31日現在の状況について下記のとおり届け出ることとされており、今年度が届出の年となっております。つきましては、貴施設で業務に従事する各届出義務者に届出用紙を配付の上、記入について御指導いただくとともに、取りまとめの上、<u>令和3年1月15日(金)まで</u>に当所企画総務班あて提出願います。(郵送時の費用は御負担願います。)

なお、届出用紙は前回の届出枚数を参考にしてお送りしておりますが、不足する場合には、 複写するか、宮城県又は厚生労働省のホームページからダウンロードし御使用願います。(医 師及び歯科医師の届出用紙は、両面コピーのうえ御使用ください。)

記

1 医師,歯科医師,薬剤師の届出

日本に住所を有し、日本の医籍に登録されている医師、歯科医師籍に登録されている歯 科医師及び薬剤師名簿に登録されている薬剤師が対象です。

○届出についての御案内

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/sanshir2.html (宮城県保健福祉総務課ホームページ)

○届出様式

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/sanshi_todokede.html

(厚生労働省ホームページ)

2 保健師, 助産師, 看護師, 准看護師の届出

県内で保健師,助産師,看護師,准看護師として医療機関,福祉施設,行政,看護師養成施設等において業務に従事している方が対象で,病気療養など休業している方や臨時職員の方も届出が必要です。

なお,介護保険施設等でホームヘルパーやケアマネジャーとして契約し従事している場合は届出が不要ですが,看護師等として契約し従事している方は届出が必要です。

○届出についての御案内及び届出様式

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryou/shiken01-juujtodoke.html (宮城県医療政策課ホームページ)

※ 記入例も掲載されていますので参考にしてください。

3 歯科衛生士及び歯科技工士の届出

県内で歯科衛生士及び歯科技工士として医療機関,歯科技工所等で業務に従事している 方が対象です。病気療養など休業している方や臨時職員の方も届出が必要です。

○届出についての御案内及び届出様式

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryou/shiken01-juujtodoke.html (宮城県医療政策課ホームページ)

担 当 企画総務班 中村

住 所 〒989-1243 大河原町字南129-1

TEL 0224-53-3116

FAX 0224-53-3131